

喫煙所の利用について

『喫煙所』は、健康増進法により設置を義務付けられた施設です。受動喫煙防止の為、喫煙の際は『喫煙所』を利用しましょう。屋外での喫煙は自由ですが、構内で喫煙する場合は、火の元に充分注意し、ポイ捨て禁止など、喫煙者としてのマナーを率先して守るように心がけましょう。

健康増進法とは？

平成 15 年 5 月から受動喫煙防止のための法律が施行されました。

「健康増進法」厚生労働省

[第 25 条:受動喫煙の防止]

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、**事務所**、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のタバコの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

喫煙対策のための具体策も示されました。

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」改正

[改正の概要]

- 1 設備対策としては、改正前のガイドラインでは喫煙室又は喫煙コーナー(以下「喫煙室等」という。)の設置等を行うこととされていたが、受動喫煙を確実に防止する観点から、可能な限り、喫煙場所から非喫煙場所にタバコの煙が漏れない喫煙室の設置を推奨する。
- 2 喫煙室等に設置する「有効な喫煙対策機器」としては、改正前のガイドラインではタバコの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式。またはタバコの煙を除去して屋外に排気する方法(空気清浄装置を用いる方法)のいずれかの方式によることとされていたが、空気清浄装置はガス状成分を除去できないという問題点があることから、タバコの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策を推奨する。やむを得ない措置として、空気清浄装置を設置する場合には、換気に特段の配慮をすることが必要である。
- 3 職場の空気環境の基準に、喫煙室等から非喫煙場所へのタバコの煙やニオイの流入を防止するために、喫煙室等と非喫煙場所との環境において、喫煙室等に向かう風速が 0.2m/s 以上となるよう必要な措置を講ずること。